

議案第 16 号

桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例  
の一部を改正する条例案

桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例の一部を改  
正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 18 日提出

桐生市長 荒木 恵司

## 桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例(平成27年桐生市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とする。

第7条中「及び一時預かり事業負担金」を「、一時預かり事業負担金及び乳児等通園支援事業負担金」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(市が設置する特定教育・保育施設の乳児等通園支援事業負担金の徴収)

第7条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において、乳児等通園支援事業を受けた子どもの保護者又は扶養義務者から別表第4に定める乳児等通園支援事業負担金を徴収する。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4(第7条関係)

区分	乳児等通園支援事業負担金
1時間当たり	300円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(桐生市保育園条例の一部改正)

2 桐生市保育園条例(平成10年桐生市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「第7条」を「第8条」に改める。

(桐生市立認定こども園設置条例の一部改正)

3 桐生市立認定こども園設置条例(令和6年桐生市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「第7条」を「第8条」に改める。

## 議案説明

### 議案第16号 桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例案

公立の保育所等において乳児等通園支援事業を実施する場合における保護者負担額を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。